

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3-1：国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
	政策の達成目標	個人投資家の積極的な市場参加を促進するための環境整備が図られること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず
有効性	要望の措置の適用見込み	個人投資家が適用対象。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	要望の措置により、金融所得課税の一体化が円滑に実施されることで、個人投資家の積極的な市場参加が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、金融所得課税の一体化の円滑な実施に資するものであり、妥当である。
	ページ	3-2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>金融所得課税の一体化については、平成 17 年度税制改正から要望しており、平成 20 年度税制改正において上場株式等が措置され、平成 25 年度税制改正において公社債等が措置された。</p>